

任意継続被保険者保険料（健康保険料・介護保険料）早見表

①等級：退職時の給与明細等でご確認下さい。

②割引なし：あなたが支払う1年間の保険料の目安は、月額保険料（割引なし）×12カ月分です。前納の場合は割引があります。

Table with columns for ①等級, 標準報酬月額(円), 月額保険料 (上段:健康, 下段:介護), 前納保険料(健康・介護)の額 (割引後), 上段:健康, 下段:介護, 健康保険料率: 9.06/100, 介護保険料率: 1.70/100, and 12 months of payment amounts.

《任意継続保険料について》

- 事業主負担がなくなるため、全額自己負担となります。
●「退職時の標準報酬月額」か「前年度9月末時点の当組合平均標準報酬月額（＝任意継続の月額上限：令和7年度440,000円）」のいずれか低い方の額に保険料率を掛けた金額となります。
●4月分からの保険料率および当組合平均標準報酬額は毎年見直され、2月に決定します。
●納付方法は【1年前納】【半年前納】【月払い（口座振替）】の3パターンから選択して下さい。

Table with columns for 納付方法, 概要, and 早見表の見方. Details include 1年前納, 半年前納, and 月払い methods and their respective payment structures.

※納付方法の変更は、毎年3月の年度更新時のみ可能です。
※銀行振込は納付書・ATM等をご利用ください。納付書以外で振り込まれた場合の領収書は発行しませんのでご了承下さい。
※納付書はゆうちょ銀行では利用できません。ゆうちょ銀行を除く金融機関窓口で納付して下さい。
※振込手数料はご本人様負担になります。

《早見表の見方について》

- 1. 退職時の標準報酬月額（等級）を給与明細で確認する。
2. ご自身の該当する標準報酬月額の保険料を確認する。
①ご自身または扶養家族が40歳以上65歳未満である。
⇒ 上段：健康保険料と下段：介護保険料の合計額
②ご自身または扶養家族に40歳以上65歳未満がない。
⇒ 上段：健康保険料のみの金額
(注) 任意継続加入期間中に、被扶養者の異動等により介護保険料の徴収が発生または消滅する場合があります。
3. 1年前納、半年前納の場合は、割引があるため、早見表の見方 に応じて計算する。

《計算例》

3月31日に退職して、4月1日から任意継続被保険者の資格を取得した方
・退職時の標準報酬月額470,000円、1年前納を希望、ご本人が60歳の場合
⇒令和7年度は任意継続の月額上限440,000円が適用、介護保険料徴収対象者

Table showing the calculation example for a 28th grade member with a standard remuneration of 440,000 yen, highlighting the 4th month and 5th month to March 31st payment amounts.

初回保険料：4月分（割引なし） 5月分～翌年3月分（割引後の11カ月分） 4月分から翌年3月分
39,864（健康保険料）+7,480（介護保険料） + 430,012（健康保険料）+80,686（介護保険料） = 558,042円
(11カ月分で10,086円割引)

健康保険料は、扶養家族の有無や人数によって変わることはありません。
介護保険料は、介護保険制度の被保険者である市区町村に代わって、健康保険組合が40歳以上65歳未満の被保険者から徴収することになっています。当組合では規約において「特定被保険者制度」を定めているため、ご自身が40歳未満または65歳以上であっても、40歳以上65歳未満の被扶養者がおられる場合は、介護保険料を徴収しています。なお、65歳以上の方は、市区町村から介護保険料を徴収されます。当組合と市区町村の両方から徴収されていても、重複ではありません。

《保険料納付証明書について》

毎年12月中旬に全員の方に送付しますので、申請は不要です。
なお、1月から12月分の保険料納付証明書となりますので、翌年3月分までの前納保険料を納付された場合は按分額での証明となります。